

令和 5 年

第 4 回 定例会 会議録

令和 5 年 1 1 月 1 7 日開会

令和 5 年 1 1 月 1 7 日閉会

大多喜町教育委員会

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年第4回大多喜町教育委員会定例会議	
開 催 日 時	令和5年11月17日（金） 16時00分から 17時00分まで	
開 催 場 所	大多喜町役場 第4会議室	
出 席 者	教 育 長 佐久間靖夫 教育長職務代理 佐川 桂子 教 育 委 員 田邊 壮玄 教 育 委 員 中村 俊夫 教 育 委 員 竹山 亮宏 教 育 課 長 吉野 正展 学 校 教 育 係 太田 達之	学 校 教 育 係 小林 行弘 保 育 園 係 長 中村 文則 給食センター係長 高橋 憲司 生涯学習課長 和泉 陽一 社 会 教 育 係 磯野 秀喜 スポーツ振興係長 井守 渉
欠 席 者	図書館係長 小倉光太郎	
会 議 内 容	1 開 会 2 教育長報告 3 日 程 日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 議案第1号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 議案第3号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 大多喜町独立行政法人日本スポーツ振興セン ター災害共済掛金の徴収に関する規則の制定に ついて 議案第5号 令和5年度大多喜町教育委員会関係予算 （12月補正）について 4 閉 会	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 法	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☐ 録音テープを使用した要点記録	
	☒ 要点記録	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
1 開会 ○佐久間教育長により開議宣告：16時00分 2 教育長報告 ○佐久間教育長より令和5年8月30日から令和5年11月17日までを報告 3 日程 日程第1 会議録署名委員の指名 ○佐久間教育長 これから日程に入ります。 初めに、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、「田邊 壮玄」委員を指名します。 よろしくお願いします。 日程第2 会期の決定 ○佐久間教育長 次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。 会期は、教育委員会会議規則第2条第4項の規定により本日1日とします。 続きまして、日程第3 議案第1号「大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。 ○事務局 中村係長 提案理由を説明。 ○佐久間教育長 説明が終わりました。これから質疑を行います。 ○竹山委員 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業とは何ですか。 ○中村係長 各種幼稚園や保育園のことです。 ○佐久間教育長 その他質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり) ○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 磯野主査

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○佐川委員

青少年相談員を何故ボランティアにするのか。

○磯野主査

県及び他の市町村の活動状況を確認するとボランティアで実施しているためです。

○佐川委員

県からボランティアで実施しなさいという指導なのか

○磯野主査

そのとおりです。

○田邊委員

今回ボランティアにすることにより、相談員の定員に変更はないのか。

○磯野主査

変更ありません。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第２号は、原案のとおり可決されました。
つづきまして、議案第３号「大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 和泉課長

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○佐川委員

大多喜町のスポーツ施設とはどこですか。

○和泉課長

B＆G海洋センター、多目的広場、野球場、雨天練習場、テニスクエア、総元小体育館と上瀑ふれあいセンターです。

○佐川委員

これから、指定管理者での管理として進めていくのか。

○和泉課長

条例が可決されれば、公募を実施していく予定です。

○佐川委員

実際にどこが行うのか候補はあるのか。

○和泉課長

候補はありません。公募しても、手を上げてくれるところがあるかどうか、わかりません。

○中村委員

第１３条第５項に「指定管理者は、第９条に規定する場合において、利用料金を減額し、又は免除することができる。」とあるが、第９条に規定する場合とはどのような場合か。

○和泉課長

使用者が、国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体です。

○佐川委員

今回の条例改正は、できる規定なので、指定管理をしなくても良いということか。

○和泉課長

そのとおりです。

○中村委員

使用料が増額になる可能性もあるのか。

○和泉課長

可能性はあります。しかし、利用料金を変更する場合は、町長の承認を受けることとなっています。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第4号「大多喜町独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 小林主査

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○中村委員

第3条第1項第3号は、どういった場合か。

○小林主査

親の仕事の関係で、家計が急変した場合などを想定しています。

○中村委員

第2条共済掛金の額で、1人460円と20円とで差があるが何故か。

○小林主査

要保護児童生徒は、生活保護法による医療扶助を受けられることから、医療費の給付は行わず、障害見舞金と死亡見舞金の支給のみが行われるためです。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第5号「令和5年度大多喜町教育委員会関係予算(12月補正)について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 担当係長

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○田邊委員

ソフトウェア導入設定委託料とありますが、これは何か？

○小林主査

現在、学校や保育園で使用しているメール配信システムをアプリへ変更するための設定委託料です。

○佐川委員

青少年相談員の報酬が減額されていて、報償費が増額されているが、青少年相談員は有償ボランティアということか。

○磯野主査

そのとおりです。

○中村委員

部活動指導員を活用しているのは、何部か。

○小林主査

中学校の吹奏楽部です。

○竹山委員

部活動が地域部活動へ移行した場合も、外部指導者等に対して、補助金はあるのか。

○小林主査

何かしらの財源措置はあると思いますが、現状わかりません。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。令和5年度第4回定例会を閉会します。

(17:00終了)

年 月 日

教 育 長

署 名 委 員

記録作成者